

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

○条例

小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市民ホール指定候補者選定委員会規則

小田原市職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

議案第 7 1 号

小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

[改正理由]

国の非常勤職員に対する勤勉手当の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとするため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
 - (1) フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当（第 2 6 条及び第 2 8 条関係）

任期が 6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする。
 - (2) パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当（第 2 6 条及び第 3 2 条関係）

任期が 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める勤務時間が少ない職員を除く。）に対し、勤勉手当を支給することとする。また、勤勉手当の算定基礎額は、基準日前 6 か月の基本報酬の平均月額とすることとする。
- 2 小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

基準日に在職する競輪事業の従業員に対し、その人事評価及び勤務実績に応じて勤勉手当を支給することができることとする。（第 2 条及び第 9 条関係）
- 3 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

病院事業の会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとする。（第 2 5 条関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 7 号

小田原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市職員の給与に関する条例(昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項及び第 2 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 2 8 条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第 3 2 条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

この場合において、前項中「第 1 9 条第 2 項の期末手当基礎額」とあるのは、「第 2 0 条第 2 項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

(小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 小田原市競輪事業従業員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 3 0 年小田原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(勤勉手当)

第 9 条 6 月 1 日及び 1 2 月 1 日にそれぞれ在職する従業員には、その人事評価及び勤務実績に応じて、本市の競輪事業の経営状況その他の事情を考慮し、勤勉手当を

支給することができる。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当について準用する。

(小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和2年小田原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「第15条」の次に「、第16条」を加え、「、第22条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削り、同条第4項中「期末手当」を「勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 2 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

動物飼育手当を廃止するとともに、新たな感染症等に係る感染症接触手当の特例の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 動物飼育手当の廃止（第 2 条及び旧第 1 0 条関係）

城址公園において動物の飼育作業に従事した職員に対して支給する動物飼育手当を廃止することとする。

2 感染症接触手当の特例の対象となる感染症の変更（附則第 4 項関係）

従来の新型コロナウイルス感染症を対象としていた感染症接触手当の特例を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症で政府対策本部が設置されたものを対象とする特例に変更することとする。

[適 用]

1 動物飼育手当の廃止

令和 6 年 1 月 1 日

2 感染症接触手当の特例の対象となる感染症の変更

公布の日

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 8 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 1 項中「第 1 4 条」を「第 1 3 条」に改める。

第 1 0 条を削り、第 1 1 条を第 1 0 条とし、第 1 2 条から第 1 6 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附則第 4 項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるもの）」に改め、「である感染症」を削り、「第 1 4 条」を「第 1 3 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の改正規定（「第 1 4 条」を「第 1 3 条」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

議案第 7 3 号

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新型インフルエンザ等対策特別措置法が一部改正され、新型インフルエンザ等緊急事態における行政間の職員の派遣制度が政府対策本部の設置されたときから適用される派遣制度に拡大されたことに伴い、この派遣制度に係る手当の整備を行うため改正する。

[内 容]

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本市への派遣職員に支給する手当の名称を次のように変更することとする。（第 1 条関係）

改 正 後	改 正 前
特定新型インフルエンザ等対策派遣手当	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

[適 用]

公布の日

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 2 9 号

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

小田原市災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 4 条」を「第 2 6 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第74号

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市民ホールの管理を指定管理者に行わせることとする等のため改正する。

[内 容]

1 指定管理者制度の導入

(1) 指定管理者による管理（第4条関係）

市民ホールの管理は、指定管理者に行わせることとする。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲（第5条関係）

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとすることとする。

ア 施設及び設備を住民の利用に供すること、芸術文化の振興に関する事業の企画及び実施に関する事等市民ホールの事業に関する事。

イ 市民ホールの使用の許可に関する事。

ウ 市民ホールの維持管理に関する事。

エ その他市長が必要と認める業務

(3) 利用料金制

ア 指定管理者による利用料金の収入（第9条関係）

市民ホールの利用料金は、指定管理者にその収入として收受させることとする。

イ 利用料金の額等（第9条～第11条及び別表関係）

利用料金の額は、公演等に伴う商品の販売を行う場合の加算を廃止するほか従来の使用料と同等の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めることとする等、利用料金制に関し必要な事項を定めることとする。

(4) その他

指定管理者が行う管理の基準として、名称を小田原三の丸ホールと明記するほか、開館時間及び休館日に係る規定その他の規定の整備を行うこととする。

2 小田原市附属機関設置条例の一部改正（附則第3項関係）

市長の附属機関として次の委員会を設置することとする。（別表関係）

名 称	設 置 目 的	委員の数
-----	---------	------

小田原市民ホール指定候補者選定委員会	小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 2 人以内
--------------------	--	---------

[適用]

1 指定管理者制度の導入

公布の日から起算して1年9月を超えない範囲内において規則で定める日

2 小田原市民ホール指定候補者選定委員会の設置

公布の日

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 0 号

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例

小田原市民ホール条例（令和 2 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 市民ホールの名称は、小田原三の丸ホールとする。

第 3 条中「第 1 条」を「第 1 条第 1 項」に改める。

第 1 7 条を第 1 9 条とし、第 1 6 条を第 1 8 条とする。

第 1 5 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 7 条とする。

第 1 4 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 1 3 条中「第 1 0 条第 1 項」を「第 1 2 条第 1 項」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 2 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 4 条とし、第 1 1 条を第 1 3 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同項第 2 号中「第 6 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改め、同項第 3 号中「第 6 条第 4 項第 1 号」を「第 8 条第 4 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「市」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 9 条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 1 条とする。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、特に」を「指定管理者は、市長の定める基準に従い」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 7 条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に施設の利用に係

る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

第7条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「納付しなければ」を「支払わなければ」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の3項を加える。

3 利用料金の額は、別表に定める額（付帯設備の利用料金にあつては、規則で定める額）の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかに、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者に当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第7条を第9条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第5条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て」を加え、同条を第7条とする。

第4条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て」を加え、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 市民ホールの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う市民ホールの管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) 市民ホールの使用の許可に関すること。
- (3) 市民ホールの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

別表中「第6条、第7条関係」を「第8条、第9条関係」に改め、別表の1(1)及び(2)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(3)を削り、別表の1(4)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(4)を別表の1(3)とし、別表の1(5)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の1(5)を別表の1(4)とし、別表の2(1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の2(2)を削り、別表の2(3)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の2(3)を別表の2(2)とし、別表の4(1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の4(2)を削り、別表の4(3)中「使用料」を「利用料金」に改め、別

表の 4 (3)を別表の 4 (2)とし、別表の 6 (1)中「使用料」を「利用料金」に改め、別表の 6 (2)中「展示に伴う商品の販売」を「商品の販売のみ」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表の 8 中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第 4 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市いじめ問題再調査会の項の次に次のように加える。

小田原市民ホール指定候補者選定委員会	小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	1 2 人以内
--------------------	--	---------

小田原市民ホール指定候補者選定委員会規則

[制定理由]

小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市民ホール指定候補者選定委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 所掌事務（第2条関係）

委員会は、小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

2 委員（第3条関係）

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命することとし、その任期は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときまでとすることとする。

(1) 1に規定する事項に関し優れた識見を有する者

(2) 市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員長（第4条関係）

委員会に委員長を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長の権限について定めることとする。

4 会議（第5条関係）

委員会の会議は、委員長が招集し、委員の2分の1以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

5 関係者の出席（第6条関係）

委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

6 除斥（第7条関係）

委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができないこととする。

7 秘密の保持（第8条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

8 庶務（第9条関係）

委員会の事務は、文化部文化政策課において処理することとする。

[適用]

公布の日

小田原市民ホール指定候補者選定委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 0 号

小田原市民ホール指定候補者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市民ホール指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、小田原市民ホールの指定管理者の候補者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 前条に規定する事項に関し優れた識見を有する者
- (2) 市の職員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることはできない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることはできない場合には、その議事に限り、第4条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、文化部文化政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

[改正理由]

動物飼育員の職を廃止する等のため改正する。

[内 容]

- 1 小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部改正（改正規則第1条関係）
動物飼育員の職を廃止することとする。（別表第4関係）
- 2 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正（改正規則第2条関係）
動物飼育員の職の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととする。（別表第2関係）
- 3 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正（改正規則第3条関係）
 - (1) 動物飼育業務従事実績簿の様式の廃止（第11条及び旧様式第11号関係）
小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例が一部改正され、動物飼育手当が廃止されることに伴い、動物飼育業務従事実績簿の様式を廃止することとする。
 - (2) 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う規定の整備（第7条～第11条関係）
小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 1 月 1 日

小田原市職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 1 号

小田原市職員の職の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(小田原市職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第 1 条 小田原市職員の職の設置等に関する規則（昭和 4 2 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 技能職の項中「、動物飼育員」を削る。

(小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 4 7 年小田原市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の表備考中「、動物飼育員」を削る。

(小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 2 年小田原市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 1 1 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 1 1 条第 2 項」を「第 1 0 条第 2 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 1 2 条第 1 項」を「第 1 1 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 1 条第 2 項」に改める。

第 9 条中「第 1 3 条第 2 項」を「第 1 2 条第 2 項」に改める。

第 1 0 条中「第 1 4 条第 2 項」を「第 1 3 条第 2 項」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 1 1 号を削り、同項第 1 2 号中「様式第 1 2 号」を「様式第 1 1 号」に改め、同号を同項第 1 1 号とし、同項第 1 3 号中「様式第 1 3 号」を「様式第 1 2 号」に改め、同号を同項第 1 2 号とし、同項第 1 4 号中「様式第 1 4 号」を「様式第 1 3 号」に改め、同号を同項第 1 3 号とし、同項第 1 5 号中「様式第 1 5 号」を「様式第 1 4 号」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同条第 2 項中「、条例」を「及

び条例」に改め、「及び条例第10条第1項に規定する業務」を削る。

様式第11号を削り、様式第12号を様式第11号とし、様式第13号から様式第15号までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市職員の給与に関する条例が一部改正され、会計年度任用職員に対し勤勉手当が支給されることとなることに伴い、パートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給要件となる1週間当たりの勤務時間を定めるため改正する。

[内 容]

1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員に対しては、勤勉手当を支給しないこととする。(第20条関係)

[適 用]

令和6年4月1日

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 2 号

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「第 3 2 条第 2 項」の次に「（同条第 4 項において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。